



紅梅

村上会計だより

編集 発行人
村上税理士事務所
税理士 村上 行雄
税理士 村上 慎一

〒933-0843
高岡市永楽町1-2
TEL 0766 (24) 2030(代)
FAX 0766 (24) 2160
<http://murakami.zei-mu.com>

2月

(如月) FEBRUARY

11日・建国記念の日

日	12	26
月	13	27
火	14	28
水	1	29
木	2	16
金	3	17
土	4	18
日	5	19
月	6	20
火	7	21
水	8	22
木	9	23
金	10	24
土	11	25

2月の税務と労務

- 国 税**／平成23年分所得税の確定申告 2月16日～3月15日
(還付申告は申告期間前でも受け付けられます)
- 国 税**／贈与税の申告 2月1日～3月15日
- 国 税**／1月分源泉所得税の納付 2月10日
- 国 税**／12月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 2月29日
- 国 税**／6月決算法人の中間申告 2月29日
- 国 税**／3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 2月29日
- 国 税**／決算期の定めのない人格なき社団等の法人税の確定申告及び納付 2月29日
- 地方税**／固定資産税の第4期分の納付 市町村の条例で定める日

ワンポイント くるみん税制

子育て支援企業に対する税制優遇制度。育児休業を取得しやすくする等により、一定期間内に次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けた企業は、取得・新築・増改築をした建物について、普通償却限度額の32%の割増償却ができます。認定マークの愛称が、「くるみん」であることから、こう呼ばれています。

確定申告

のポイント

本年も所得税の確定申告の時期となりました。還付申告については既に一月から始まっていますが、納付額のある人については、二月十六日から三月十五日までとなります。

以下、平成二十三年分確定申告のポイントを整理してみます。

1 確定申告の対象者

確定申告を
しなければならない人

〔主な例〕

- ① 個人で事業を行っており納税額がある
- ② 不動産収入があり納税額がある

- ③ 給与が年間二千万円を超える
- ④ 二か所以上から給与をもらっている
- ⑤ 同族会社の役員等で、その会社に不動産や事業資金を貸し付け、使用料・利息等を受け取っている
- ⑥ 平成二十三年中に土地等の譲渡があった
- ⑦ 給与所得者で給与以外の所得金額が二〇万円を超える

所得税の
還付を受けられる人

〔主な例〕

雑損控除、医療費控除、寄附金控除、配当控除、住宅ローン

控除を受ける人

2 平成二十三年分申告の留意点

- ① 扶養控除の見直し
年少扶養親族（扶養親族のうち年齢一六歳未満の者）に係る扶養控除が廃止されています。
- ② 旧特定扶養親族（扶養親族のうち年齢一六歳以上二三歳未満の者）のうち、年齢一六



歳以上一九歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分（改正前二五万円）を廃止し、扶養控除の額が三八万円とされています。

(2) 同居特別障害者加算の改組

扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除又は配偶者控除の額に三五万円を加算する措置が、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止に伴い、特別障害者控除の額を七五万円（改正前四〇万円）に引き上げる形に変更となっています。

(3) 寄附金控除

寄附金控除の適用下限額が二千元（改正前五千元）に引き下げられています。

(4) 年金所得者の申告手続きの簡素化

公的年金等の収入金額が四〇万円以下で、かつ、その他の所得が二〇万円以下の者について、確定申告不要制度が創設されています（ただし、還付金がある場合は、還付申告が必要です）。

■所得税額速算表(平成23年分用)

課税総所得金額(A)		税率(B)	控除額(C)	税額= (A)×(B)−(C)	住民税額の速算表(所得割)	
超	以下				[課税所得]	[税率]
	1,950,000円	5%	0円	(A)×5%		一律 10%
1,950,000円	3,300,000	10	97,500	(A)×10%−97,500円		
3,300,000	6,950,000	20	427,500	(A)×20%−427,500		
6,950,000	9,000,000	23	636,000	(A)×23%−636,000		
9,000,000	18,000,000	33	1,536,000	(A)×33%−1,536,000		
18,000,000	—	40	2,796,000	(A)×40%−2,796,000		

■確定申告書チェック表

(平成23年分用)

区分	項目	チェックの内容
所得金額	共通	営業・農業・その他の事業・不動産所得等については、収支内訳書の添付が必要です。
		給与所得等の源泉徴収票は、原本が添付されていますか。
		還付申告書を提出する場合は、給与所得以外の所得が20万円以下であっても、含めて申告します。
		損益通算のできる損失は、不動産・事業・譲渡(注)・山林所得です。
所得から差し引かれる金額	医療費	補てん金は、未収であっても、見積りにより控除します。
		差引負担額から10万円(又は所得金額の5%か、いずれか少ない金額)を、差し引いてありますか。
		領収書の添付または提示がされていますか。
	寄附金	領収書、証明書等の添付がされていますか。
	特定扶養親族	扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人(昭和64.1.2~平成5.1.1生まれ)で、控除額は63万円です。
税額から差し引かれる金額	寡婦(夫)	(1)寡婦 ①死別・離婚……扶養親族又は一定の生計を一にする子があれば、所得制限なし。 ②死別………合計所得金額が500万円以下。 ③特別の寡婦……扶養親族である子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下。 (2)寡夫 死別・離婚とも一定の生計を一にする子がおり、かつ合計所得金額が500万円以下。
		配偶者特別控除
	配当控除	対象となる配当所得は、剰余金の配当等です。 控除額は、課税総所得金額1,000万円以下は10%、それを超える部分は5%になります。
住宅ローン控除		申告書の住宅借入金(取得)等特別控除欄の「居住年月日」等は、すべて記入がありますか。 添付書類の不足はないですか。 (1)新築・中古家屋の場合 ①家屋(土地)の登記簿謄本又は抄本 ②請負契約書又は売買契約書の写し ③住民票 ④住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 ⑤建築年数基準(耐火25年以内、非耐火20年以内)に該当しない場合は、耐火基準適合証明書又は住宅性能評価書の写し (2)増改築等をした家屋の場合 上記(1)の各種の書類の他に「建築確認済証」若しくは「検査済証の写し」又は、「増改築等工事証明書」
その他	源泉徴収税額	未払いの源泉所得税額も含めて記載します。
	申告納税額	黒字の金額は、100円未満の端数は切り捨て。
	予定納税額	第一期・第二期とも、未納があっても記載して下さい。

(注)一定の居住用財産以外の土地・建物等を除く。

復興増税

1 復興増税とは

復興増税とは、東日本大震災の復興の財源に充てるための法人税や所得税などの臨時の増税です。

増税規模は総額約10.5兆円で、増収分は新設する特別会計で管理されます。

2 法人税に関する内容

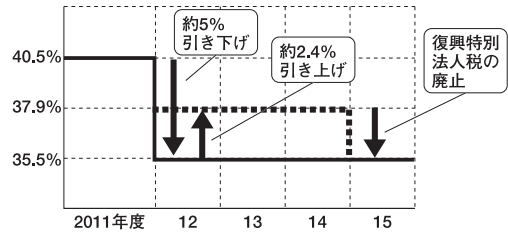
法人税に関しては、2012（平成24）年度から国税と地方税を合わせた法人実効税率を約5%下げたうえで、「復興特別法人税」として法人税額の10%を3年間、法人税に上乗せします。

したがって、復興特別法人税が廃止される3年後に、満額の減税が実現されることとなります。

この関係を図で示すと次のようになります。なお、この図では、分かりやすいように2011年度の実効税率を40.5%と仮定し

ています。

●イメージ図（法人実効税率）



3 所得税、地方税に関する内容

所得税では、2013年1月から25年間、所得税額の2.1%を「復興特別所得税」として上乗せします。

地方税では、所得にかかわらず負担する均等割分を2014年6月から10年間にわたり年1000円引き上げます。

これとあわせて退職所得に係る税金を10%控除する地方独自の減税を2013年1月から廃止します。

遺産総額から控除できる葬式費用

- 遺産総額から控除できる葬式費用には、次のようなものがあります。
- (1) 葬式や葬送などを行うときやそれ以前に火葬や埋葬、納骨をするためにかかった費用
 - (2) 葬式などの前後に生じた出費で通常葬式などにかかせない費用（お通夜などにかかった費用など）
 - (3) 葬式に当たりお寺などに対して
- して読経料などのお礼をした費用
- 一方、次のような費用は、遺産総額から差し引くことはできません。
- (1) 香典返しにかかった費用
 - (2) 墓石や墓地の買入れのための費用や、墓地を借りるためにかかった費用
 - (3) 初七日や法事などにかかった費用

譲渡所得、土地等の取得費が分からないとき

土地や建物の譲渡所得の金額は、それらを売った金額から取得費と譲渡費用を差し引いて計算します。

土地の取得費は、買入れたときの購入代金や購入手数料などの合計額となり、建物の取得費は、購入代金などの合計額から減価償却費相当額を差し引いた額となります。

しかし、その土地や建物を購入した時期がかなり前のことであつたり、先祖伝来のものであつたりして、取得費がわからないときには、取得費の額を売った金額の5%相当額とすることができます。

また、取得費が把握できる場合でも、実際の取得費が売った金額の5%相当額を下回るときは、取得費の額をその売った金額の5%相当額とすることができます。